

4 日 目

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

午前 1 0 時 0 0 分

議長

おはようございます。

本会議に入る前に、傍聴される方に連絡事項があります。傍聴人は次のことをお守りください。

私語など会議に障害となることは謹んでください。写真撮影、音声の録音はしないでください。携帯電話の電源はお切りください。その他、会議の妨害になるような行為をした場合は、今別町議会傍聴人規則第 11 条の規程により、退場を命ずることがございますので、ご了承願います。

これで連絡事項を終わります。

ただ今の出席議員数は 7 名であります。よって本会議を再開します。

日程に従いまして、議案審議を行います。議案第 1 号を議題に供します。事務局の説明を求めます。

企画財政課長

岩 渕 健 君

議案第 1 号

専決第 1 号

平成 30 年度今別町一般会計補正予算

議長

議案第 1 号をご審議願います。

6 番議員

6 番

福 士 直 治 君

おはようございます。14P の体育施設費の中で、委託料、オープン記念イベント委託料が 1,112 千円減額になっていますが、この減額というのは、イベントの規模を縮小したとか、そういったことなのでしょうか。

議長

企画課長

企画財政課長

岩渕 健 君

え、当初は体育館をいっぱいにするということで、太田雄貴選手を考えていたのですけれども、ちょっと頼むのが一步遅くて、外国の方に行かなければ行けないということで、太田雄貴選手、（聞き取り不能）となりました。

6 番

福士 直治 君

太田雄貴さんが来れば、100 万円以上のお金が支払われたということなんですか。

企画財政課長

岩渕 健 君

全部が全部そうではないですけれども、概ね太田雄貴選手に支払われるお金となっております。旅費分も全部含めてということになりますので。仙台の方から選手来ておりますもので、それらも含めてというわけで、それくらいかけても、体育館に人がいっぱい来ればいいのかな、ということで当初考えておりました。

6 番

福士 直治 君

分かりました。

議長

ほかにありませんか。

7 番議員

7 番

福士 和比古 君

同じく、体育施設に関してですが、体育館の開会式の時、屋根がすごい異常なほど音がしていましたが、あれは修理かなにかしたのでしょうか。

議長

平山副参事

教育課副参事

平山 治門 君

委託会社の方で、今現在、屋根の方の調整をしております。雪が融けたら報告があると思います。音は、だいぶ、今のところ静かになっております。

議長

7 番議員

7 番	福士 和比古 君 はい分かりました。
議長	ほかにありませんか。 2 番議員
2 番	田中 哲也 君 13P なんですけど、え、畜産振興費の中の補助金、いまべつ牛販売促進連絡協議会補助金のあたり、うまく聞き取れなかったのですが、もう一度説明してもらってもいいですか。
議長	企画課長
企画財政課長	岩渕 健 君 え、この事業につきましては、いまべつ牛販売促進連絡協議会、え、山崎の の方に放牧場の整備をしております。その部分につきましては、地方創生交付金を活用した最終年度の事業ということで、いまべつ牛販売促進連絡協議会の方に補助金を出していましたが、その分が若干不足でありましたので、実績不足を回避するために、補助金を出していただきました。
2 番	田中 哲也 君 分かりました。
議長	ほかにありませんか。
議員一同	なし
議長	議案第 1 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 1 号を原案どおり承認することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。議案第 1 号は原案通り承認されました。

【10:11】

議長	議案第 2 号から 8 号まで、平成 30 年度一般会計及び特別会計補正予算につき、一括議題に供します。事務当局に説明を求めます。
企画財政課長	岩渕 健 君 議案第 2 号 平成 30 年度今別町一般会計補正予算
町民福祉課長	平山 茂樹 君 議案第 3 号 平成 30 年度今別町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
診療所事務長	綿谷 広巳 君 議案第 4 号 平成 30 年度今別町国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算
町民福祉課長	平山 茂樹 君 議案第 5 号 平成 30 年度今別町後期高齢者医療特別会計補正予算
町民福祉課長	平山 茂樹 君 議案第 6 号 平成 30 年度今別町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
町民福祉課長	平山 茂樹 君 議案第 7 号 平成 30 年度今別町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算
建設水道課長	相内 一 君 議案第 8 号 平成 30 年度今別地区簡易水道事業特別会計補正予算
議長	議案第 2 号をご審議願います。 6 番議員

6 番

福士 直治 君

17P です。4 目企画費の人夫賃、地域おこし協力隊賃金が、3,984 千円減額になっております。これはあの、牛の関係の補助金の減額ということだったんですけれども、この募集の要件というかそういうのを教えてもらえますか。

議長

企画課長

企画財政課長

岩渕 健 君

え、地域おこし協力隊の予算に関しては、畜産支援員 2 名ということで予算計上してきました。業務内容といたしましては、要は、畜産の作業に関する支援、畜産されてる方のお手伝いとか、あるいは（聞き取り不能）の仕事をする、（聞き取り不能）畜産の研修をしていただきますよ、という内容を町ホームページと青森県の政務ホームページの方に掲載してきたところなのですが、え、募集がないということで、今回全額減額ということにさせていただきました。

6 番

福士 直治 君

これは、あの、町外の人ということで限定なのでしょうか。

企画財政課長

岩渕 健 君

え、地域おこし協力隊に関しては、首都圏ということで限定されております。ま、県内とか例えば離島などに関しては、対象にならない、ということになります。

6 番

福士 直治 君

え、この減額の財源が一般財源から出ているように見えるので、もう少し、こう、要件を、募集の仕方をゆるくすれば、手をかけとみないと分からない、とかやってみたいけどなかなか、という人たちを、畜産であれば、畜産に従事してもらうことの意味の補助だと思うので、もう少しこう、要件をゆるく、国からとかそういう補助をもらわなければ、町単独で要件を決められると思うので、もう少しゆるくして、もっと裾野を広くしてやってみるとか、考えてもらえませんか。

企画財政課長

岩渕 健 君

え、議員がおっしゃったように、やはり予算の計上に関しては、一般財源ということで予算計上させてもらっています。実際、協力隊の隊員が着任したということで経費が支出になった場合に関しては、その分は特別交付税で措置されるということになっております。ですので、一般財源ですので、使うかどうかは分かりませんが、計画ということで、させていただきましたが、取りあえずこのまま、地域おこし協力隊の募集は継続していくということで、31年度の予算の方にも計上しております。で、私の方も色々と、当初初めて募集したということもありまして、え、各全国の自治体の方の色々ホームページ上で見ましてですね、あらためて3月、もう町のホームページの方には載せておりますが、畜産支援ということでなくして、農業の支援、ま、畜産の方も入っているわけですが、それと観光の方にも目を向けてみようということで、観光の方の支援、取りあえず2名の方を、今、町のホームページ上で募集して、31年度の予算の方にも計上しております。

6 番

福士 直治 君

え、観光とかまで広げればまた、募集、やりたいという人もあるかもしれないので、今別の一次産業の若い人の担い手ですね、担い手で目立つのはやっぱり田んぼと畜産だと思うので、やっぱりこう若い人たちがたくさん、こう手をかけて、その事業の、農業の機会を得られれば、I ターンの人も見込めるというか、展望は明るいなと思うので、続けてもらいたいと思います。以上です。

議長

ほかにありませんか。

7 番議員

7 番

福士 和比古 君

21P のですね、児童措置費のところの、保育運営事業負担金、200 万の減額となっています。これちょっともう少し説明をお願いいたします。

議長

山崎副参事

町民福士課長補佐

山崎 真直 君

議長

え、200 万円の減額につきましては、当初広域の保育園に児童が入所する予定だったんですけれども、一転、こども園の方に入園したため、200 万の内容を減額いたしました。

ほかにありませんか。

6 番議員

6 番

福士 直治 君

22P です。え、清掃費の委託料が 400 万円減になっています。これは単純に、ゴミが少なくなったとか、そういう状況なんでしょうか。

議長

町民課長

町民福士課長

平山 茂樹 君

え、400 万円の減額につきましては、30 年の当初で、ゴミの委託料、2,000、予算書ちょっと持ってきませんでしたので、あれですけど、2,300 から 2,400 万くらいの予算を計上しておりました。契約の段階で 2,000、2,100 から 2,200 万円ぐらいの契約となりましたので、その分の減額と、ゴミが青森市に委託焼却のゴミの方もいくらか少なくなっていて、え、その分も見まして、400 万円の減額とさせていただいています。

6 番

福士 直治 君

あの、当初で 400 万、見込みの分で 400 万の減ということだったんですけれども、え、減額補正するのが今の 3 月というのは、特別理由はないんですか。

町民福士課長

平山 茂樹 君

え、収集そのものにかかるものにつきましては、もっと早く減額することもできたんですけれども、あのゴミの状況と、青森市の委託の関係、え、青森市の清掃工場で焼却しておりますので、そちらに搬送されるゴミの量も、だいたい確定してから、今の段階で減額させていただきました。

ただ、400 万円程減額しておりますけれども、もう少し、予算の

	残が生じる見込みです。
6 番	分かりました。
議長	ほかにありませんか。
	7 番議員
7 番	福士 和比古 君 25P の水産振興費の中のいちばん最後の、浜のブランド化事業補助金、マイナス 100 万になっています、これ先ほちょっと聞き漏らしましたので、もう一度説明をお願いします。
議長	観光課長
産業観光課長	山田 基 君 はい、え、これにつきましては、浜のブランド化事業ということで、地方創生事業の中のひとつということで動いておりました。で、漁協のほうに補助金という形で計画してきたわけですが、これ、ちょっと、漁協の水揚げの大ポンプ、それが故障というわけでした、それで対応できないかということで、一旦は計上させていただいたんですが、あの、どうしてもすぐ漁協のほうでは海水を汲み上げて魚とかそれらを維持しなければならないということで、漁協単独の部分も入れて、代替費で対応していただきましたので、この分の補助金が減額、といった形になっています。
7 番	福士 和比古 君 分かりました。
議長	ほかにありませんか。
	6 番議員
6 番	福士 直治 君 え、26P です。公園管理費の中の、え、工事請負費で、あの、鋳釜崎と高野崎の防止柵補修工事が、補正計上されていますけれども、これはあの、もう年度内に発注してやるんですか。

議長

観光課長

産業観光課長

山田 基 君

え、この事業につきましては、私ども産業観光課サイドでは、31年度の当初ということで、国のほうに上げさせていただきました。ただ、国の方では二次補正があるということで、町のほうの今回の補正に対応させていただいたということになっております。で、今、この予算を可決させていただいた段階で、最初に設計を組まなければならないということなので、それを始めにやってですね、実際の工事については31年度に入ってから工事になる予定でございます。

6 番

え、早い段階にこの工事が出ていいなと思ったのは、観光地なので、まだ観光客がですね、たくさんお見えになる時に工事しているというのはあまり良くない、ということだと思うので、早めに、繁忙期は夏ですね、暑くなってから、ま、そうですね、それまでに終わって、観光地を生かしてもらえればと思っていました。

議長

観光課長

産業観光課長

山田 基 君

え、今 詳細の実績そのもの、細かい部分について、工事そのものが転落防止柵の、何というか古いもので、完全に取替えなければならないもの、それからまだ なもの、吟味していただいています、その調整と実勢の細かい部分が合った、だいたい二ヶ月くらい設計にかかるかもしれません。そうなった場合、ぎりぎり、あのゴールデンウィークからの分には間に合わないかもしれませんので、そうなった時には、繁忙期が過ぎたお盆過ぎの工事にさせていただく、ということでも考えております。その二段構えで考えてました。

6 番

福士 直治 君

分かりました。

議長	ほかにありませんか。 6 番議員。
6 番	福士 直治 君 32P です。え、教育振興費の中で、先ほど、児童生徒就学援助費、小学校の部分と中学校の部分どちらも減額になっています、これも、一般財源で計上されていて、後で交付金で返ってくるのかもしれないんですけど、これもさっき、農業の支援と同じで、援助ですから、援助してもらいやすいようにということはできないものでしょうか。
議長	平山副参事
教育課副参事	平山 治門 君 え、当初見込んだより申請した方が少なくなったため、減額になりました。
議長	6 番議員
6 番	福士 直治 君 すいません、その、要項も教えてもらえますか。
議長	平山副参事
教育課副参事	平山 治門 君 児童扶養手当の受給者、それからその、町・県民税非課税者です。あと、国保免除とかになります。
議長	6 番議員
6 番	福士 直治 君 え、多分、町で、その人数は把握していると思うんですけど、あの、申請が来ないと町からは特段、こういう補助金ありますよ、こういう助成ありますよ、という話はしないんですか。
議長	平山副参事

教育課副参事

平山 治門 君

え、学校、あるいは新入生の保護者に通知はしております。
で、保護者にお知らせを配っております。

議長

6 番議員

6 番

福士 直治 君

あの、学校ではチラシを配布していると思うんですけど、町からは、こういう補助金ありますよ、という話はしないということなのですか。

議長

平山副参事

教育課副参事

平山 治門 君

特にはしておりません。

議長

6 番議員。

6 番

福士 直治 君

この援助費の当初予算の金額を決めた時に、多分町で、適用される人たちの人数とかを見て、当初の予算を組んでいると思うんですよ。でも、チラシをまいた、こちらでは予算は組んだけれども申請が来ないからはやりませんよ、ま、大きい都市というか、何千人もいるところはたいへんだと思うんです、でも、きめ細やかなというか、負担になるでしょうけど、いちいちしゃべるのは負担になるでしょうけど、来ない人というのは、一声かけてもいいんじゃないかと思うんですけども。どうでしょうか。

議長

教育課長

教育課長

中嶋 正文 君

え、確かに、ま、人数も少ないことですし、議員のおっしゃるとおりだと思います。我々もただ、毎回こう、学校を通して渡しているだけではありません。該当になりそうな人には、こち

議長

らから連絡をしたケースもありますので、今後もそのように考えております。

6 番議員

6 番

福士 直治 君

そういう答弁であれば、あの、継続してお願いしますという話で終わると思うので、これからも、せっかく予算計上して町民のためにという、この前新聞に載った、あの子育て支援、あれすごくいいことじゃないですか、0 歳児から 5 歳児までっていう。あれはたいした反響もあったと思うし、今別町は子育てしやすい町だということをすごくアピールできて、私は新聞見て良いことだと思っている反面、こういうのがあればまた違ってくると思うので、その、ずっと継続した努力をしていてもらいたいと思います、お願いします。

議長

ほかにありませんか。

1 番議員。

1 番

太田 英一 君

21P、衛生費の中の浄化槽の補助の減額なんですけれども、一部の住民からですね、浄化槽の申請をしたら、もう目いっぱいだ、今年はできないと断られたという話を、昨年 11 月に相談受けたんですよ、あの当時は当初計画された件数が満杯になって、そういうことなのかなと思ったんですけれども、今現在減額ということなので、これ、どういう内容なんでしょうか。

議長

町民課長

町民福士課長

平山 茂樹 君

え、11 月の段階では、その前に、30 年度につきましては、浄化槽 11 基を予定しておりました。で、申込みを受けて、11 月の段階では、11 基の申請あったんですけれども、いったん、その後申込みされた方には、ちょっと今のところは満杯ですよということで、できれば新年度申し込んでいただきたいということで話しておきましたけれども、実際、12 月以降にですね、取り下げた

方が2件ありました。で、雪降ってからだとなかなかこちらの方では、浄化槽の仕事も、ちょっとままならない現状もありますので、追加募集はいたしませんでした。で、新年度も、新年度はですね、全部で15基を予算措置しておりますので、まだ5基くらい余裕ありますので、もしそういう方がおりましたら、奨めていただければと思います。ただ、合併浄化槽から合併浄化槽への方針は、もちろん対象外となりますので、その辺はご了承くださいと思います。

議長

1 番議員。

1 番

太田 英一 君

経緯は分かりましたけれども、多分申請した人は、先にやりたいから申請したと思うので、取り下げた段階で、意欲的に、申請した方に最優先で再通知するという方法を取っていただければなと思います。個人情報保護等々があつて、教育関係とかそういう補助事業に関しては、プライバシー保護等々があつて、たいへんだとは思いますが、その辺については、行政の方で個別対応を、何とかしていただきたいと思います。

議長

ほかにありませんか。

議員一同

ありません

議長

議案第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第2号を議案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし

議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は議案どおり可決されました。

【11:11】

議案第3号から8号まで、審議にうつります。

はい、6 番議員。

6 番

福士 直治 君

え、74P まで飛ぶんですけども、電子式水道メーターが、270 万減額になっているんですけども、それは多分、空き家とか、戸数が少なくなって、それを精査して、町内中、確か一軒一軒回ってやったっていう風に聞いていたんですけど、実質は何軒つけたんですか。

議長

建設課長

建設水道課長

相内 一 君

え、当初予算の計画では、1,660 軒の計画の中で予定していました。実際、工事等で、三方に分けてやった結果ですね、1,598 軒が、町内の方にメーターが設置されております。

議長

6 番議員

6 番

福士 直治 君

当初 1,460 軒で、今回ったところは 1,598 軒。

議員一同

1,660 軒

建設水道課長

1,660.で、当初予算の時が 1,832 軒の計画で、当初予算で計上させてもらっています。

6 番

福士 直治 君

聞き間違いでした、分かりました、ありがとうございます。

議長

ほかにありませんか。

議員一同

ありません

議長

議案 3 号から 8 号まで、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第 3 号を原案通り可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし

議長

異議なしと認めます。
よって議案第 3 号は原案どおり可決されました。

【11:15】

お諮りします。議案第 4 号を原案どおり可決することにご意見ありませんか。

議員一同

異議なし

議長

異議なしと認めます。
よって議案第 4 号は原案どおり可決されました。

【11:15】

お諮りします。議案第 5 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし

議長

異議なしと認めます。
よって議案第 5 号は原案どおり可決されました。

【11:16】

お諮りします。議案第 6 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし

議長

異議なしと認めます。
よって議案第 6 号は原案どおり可決されました。

【11:16】

お諮りします。議案第 7 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 7 号は原案どおり可決されました。 【11:16】
議員一同	お諮りします。議案第 8 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。 異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 8 号は原案どおり可決されました。 【11:16】
議長	議案第 9 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
企画財政課長補佐	太田 和泉 君 議案第 9 号 今別町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
議長	議案第 9 号の審議を願います。 6 番議員
6 番	福士 直治君 え、この条例は、多分、固定資産税の特別措置によって減免して今別町に新しい事業者が来てほしい、ということだと思っんですけど、見込みというか、展望、何というんでしょう、適応になるような事業所の展望とか、見込みとか、もしあれば教えてください。
議長	企画課長。
企画財政課長	岩渕 健 君 え、今回の減免の特別措置に関する条例というのは、ちょ

つと遡るんですが、平成 27 年 4 月から地域再生計画という法律が定められたのであります、で、平成 27 年の 11 月にですね、青森県が県内全域を対象に、青森地域活力向上地域と、特定業務施設整備促進プロジェクトということで策定し、国の認定を受けております。で、今別町も対象地域に入っているということで、県の計画にはですね、地方性の課税免除または不均一課税に伴う措置を講じなければならないため、ということで、強制ではないですが、講じなければならないということで、今回減免の条例ということで提案させていただきました。これは取りあえず、計画を県のほうに出さなければならないということになっていまして、え、県の方から、今別町に来るという情報はまだ出てはいません。いないですが、取りあえず、これを条例、計画を立てて、今別町は固定資産税、不動産取得税とか減免する、その上、県でも事業税免除、もう一つは国の法人税とか、そういうのは減免措置があるということで、国、県、自治体、3 セットそろっての減免があるから、これは今別町の移転型事業ということで、東京 23 区から本社機能を青森県に移すという地域に指定されているというわけですが、今のところ残念ながら、移転があるとかそういう事業者さんはないということになっています。

6 番

福士 直治 君

はい、分かりました。

議長

ほかにありませんか。

議員一同

ありません

議長

議案第 9 号の審議を打ち切ります。

お諮りします。議案第 9 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし

議長

異議なしと認めます。

よって議案第 9 号を原案どおり可決されました。

【11:23】

議長

議案第 10 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

企画財政課長補佐

太田 和泉 君

議案第 10 号

今別町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

議長

議案第 10 号のご審議願います。

議員一同

なし

議長

議案第 10 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 10 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同

異議なし

議長

異議なしと認めます。

よって議案第 10 号は原案どおり可決されました。

【11:26】

議長

議案第 11 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

町民福祉課長補佐

山崎 真直 君

議案第 11 号

今別町出産祝金条例の制定について

議長

議案第 11 号をご審議願います。

はい 7 番議員。

7 番	福士 和比古 君 え、すばらしい条例だと考えています。賛成ですが、ただ、これ賛否を問う前にですね、支給額について、ちょっと意見を述べてみたいんですが、え、ここ 3 年間、直近 3 年くらいで、3 子まで出生したという例は何軒ありますか。手元にありませんか。
議長	山崎副参事
町民福士課長補佐	山崎 真直 君 1 世帯、3 人生まれた方が降ります。
7 番	福士 和比古 君 あの、一年間通して、例えば一年間で、実際にこの出生祝金、どれくらい出てますか、金額的に。
議員一同	いや、まだ
7 番議員	福士 和比古 君 この、計算からいけば、出るとすれば、何人くらい
町民福士課長補佐	山崎 真直 君 え、来年度については、1 名なんですけれども、ここ数年では、3～4 人という形になっております。ただ、来年度については 1 名となっています。
議長	7 番議員
7 番	福士 和比古 君 そのですね、ひじょうに出生率が、甚だしく減になっております。残念なことなんですが。で、その数字からいってもですね、他市町村と比べてどうなのか私調査してないから分からないんですが、もう少し、第 1 子からの出生時の祝金を上げたら、金額的に上げたらいかがなものかなって考えています。第 1 子 10 万円のものを、20 万円にするとか、そういう風にしても、それほど大き

議長

な財政に影響するような額にはならないのでないかなって考えるんですが、いかがでしょうか。

山崎副参事

町民福士課長補佐

山崎 真直 君

え、一応この祝金を敷設するにあたりまして、色々県内県外調べてみました。で、色々調べたんですけども、ほとんどの所が、第3子以降という町村がひじょうに多くなっていました。第2子以降というところもありましたけど、第1子から支給するという所は、青森県でもあまりなくて、ま、今別は第1子から手厚く支援したいということで、今回、敷設させていただきました。

議長

7 番議員

7 番

福士 和比古 君

え、ただ今の説明を聞いていますと、今別町が特別手厚い計画をしているんだということでございました。しかし、お産に関して私から言わせれば、たった10万円、です。この10万円が他市町村、他、県と比較した場合、より先頭走っている、ということは、本当に、まあ、昨日の一般質問でも言ったように、取り上げましたけれども、本当に大人社会として、子供の育成、教育にかける目が、ひじょうに薄いんじゃないかなって、私考えるんですが、考えすぎでしょうか。町長、いかがですか、何か意見ございませんか。

議長

町長。

今別町長

中嶋 久彰 君

え、金額については、相談を受けた時点で、色々な調べの中で、それでは、第1子からあげるというのが、例がないということだったので、私もそのまま許可を出したんですけども、議員のおっしゃるように、え、金額が目玉商品みたいな感じで例、え、20万、30万と目に付くような金額

7 番

だと、確かによろしいんでしょうけども、今調べただけで出した数字ですので、今は即答で 20 万にしよう、30 万にしようとかは、ちょっと私は申し上げられませんので、どうぞご理解のほどをお願いします。

福士 和比古 君

そうすると、今回はこのままで、というしかないということになるんでしょうかね。であればですね、やはりあの、こういった、え、祝金、もちろんひじょうに、この、小学校に入学して、中学校卒業して、高校、大学、ひとり子どもを育てるために、平均を取れば、2000 万ぐらいのお金かかるそうです。大学、4 年の大学卒業するまで、とすればですね、親御さんにとってはなかなか、なかなか、経済等のことを考えれば、3 人、4 人と産みたくても産むのはたいへんだな、というのが実態として浮かび上がってくると思うんです。そういう意味で、え、ま、何を創設するにつけても、（聞き取り不能）現在の例を見ながら検討するっていうことはひじょうに大事なことはあると思うんですが、私は、どうせやるのであれば、今ひとつ出生人数、これから急激に増えるという可能性もひじょうに少ないわけですので、今年は 1 名だという風にもうかがっておりますし、今一度検討して、10 万のものを 20 万ぐらいに増やすという風になれば、お母さん方も、もっとこう勇気みたいなものが生まれて前向きな考えになるのではないかな、と考えます。ま、現在すぐ結論を出すというわけにはいかない、ということでありますので、私が今言ったことが、あ、何とかですね、もう一度検討していただきたいなど、今回の問題はこれでこのままにしたいと思います。終わります。

議長

はい、町長。

町長

中嶋 久彰 君

え、金額に関してのご意見ですので、え、議員の方のほうで、ちょっと調べてもらって、それなりの金額を出していただければ、あの午後の方でも、一度保留にいたしまして、私の方も、もう一度検討させていただきますので、ご検案なりしていただければ幸いですけれども、よろしくお願いします。

7 番

福士 和比古 君

分かりました。

議長

暫時休憩します。13:00 に再開します。

【11:38】

議長

会議を再開します。

【13:00】

町長

町長

中嶋 久彰 君

午前中の保留の案件について、お願いと説明を申し上げます。
え、議案第 11 号、え、出産祝金の条例についてであります、
今回の予算の編成上、この議案で通していただいて、議員のみな
さまからのご要望として、金額及び日にち等については、私の方
に提出していただいて、それを検討した上で臨時議会、もしくは
6 月定例にて 4 月 1 日に遡っての条例改正等々で諮っていきたい
と思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長

7 番議員

7 番

福士 和比古 君

え、ただ今町長のご意見ありました、で、それでいいんですが、
内容的には、そうすると具体的な、我々が議会として、改正の点
を後ほど改めて提出したいと、そして一点については金額的な点
と、もうひとつについては、え、出産の日の、第 3 条ですけど、
出産の日の一年以上前から住民基本台帳に記載されている、とい
う風に限定されているんですが、この辺、今色々と議会の中で話
し合いした結果、いろんな意見が出たわけでございます、という
のは、例えば、3 ヶ月、妊娠されて 3 ヶ月とか半年とかたった人
が、今別に移って来た、転入してきた、その場合は例えば 3 ヶ月
でした場合、7 ヶ月すると普通は生まれるわけです。そうすると、
一年というこの問題にちょっと引っかかってくるんじゃないか
な、と。そういった場合についてはどうなるのか、と。そのよう
な角度からの意見が出ましたので、それらを踏まえて、附則に載

	せるとか、別に規則を作るとか、そういう形のものを議会の提言として出したい、という風に思いますが、それでよろしいでしょうか。
町長	中嶋 久彰 君 はい
7 番	福士 和比古 君 え、あらためて議会のほうから別な意見、出ませんか。
議長	はい、6 番議員
6 番	福士 直治 君 え、休憩中に、議会で議員のみなさんと話をずっとしていたんですけども、なかなか意見もまとまらず、さっき直接しゃべられた風にしたいということで、え、その意見もありましたが、私は今別町出産祝金条例はこのままで通したほうがいいと思います。一年というところ、さっきお昼に、記念品の贈呈要項と、オムツの助成の要項をいただきました。これにも、保護者は新生児の出生の日の一年以上前からという文言が入っております。その、整合性もありますし、色んなケースバイケースの問題はこれからも出てくると思うんです。さっき 7 番議員がおっしゃったように、10 ヶ月で生まれるのが、7 ヶ月ではどうなのか、3 ヶ月はどうか、え、出産、そのあいまいな部分をですね、残したまま条例で可決して、後から附則をつける、後から規則として設ける、というところはきわめてあいまいな部分になると思いますので、え、私はこの条例はこのまま通せばよいと思いますし、もし変えるのであれば、え、町長がさっきおっしゃられていたように、保留もしくは差し戻し、今の議会の会期内に再提案、というところでやった方がスムーズに行くと思います。
議長	ほかにありませんか。 1 番議員
1 番	太田 英一 君 今、両議員の発言の中で、先ほど話されたことがほぼ言われた

んですけども、確かに、今議会で、差替えとか、差し戻しとか、そういうことをすると、予算審議にも多大な影響が出るので、現状で通していただいて、先ほど町長が提案された内容で後日臨時議会に、6月定例会なりに、その改正等を提出していただくと。それで改正案提出前に、今回と同様の問題が発生しないように、事前に開示していただくとか、事前に改正についての協議をしてから、改正等を提出するというようなことは可能なんでしょうか。

議長

はい町長

町長

中嶋 久彰 君

一応、私の考えでは、議員のみなさまから提案していただくことになりますので、それをもらった上で、こちら方で検討して、またみなさまといっしょに話をした中で、しっかりとしたものを作りたいと思います。改正があるのであれば、です。以上です。

議長

ほかにありませんか。

はい、6番議員

6番

福士 直治 君

これも提案になると思うんですけど、え、予算を持っている、というところで、今、例えば金額のところに手をかければ、予算も動くと思うので、今持ってる予算をですね、議員の人たちみんな分かってると思うんですが、予備費の方に一回落として、同じ科目の中でですね、話が決まったらまた上げるなりしてもいいと思います。予算審議する上です。

議長

1番議員

1番

太田 英一 君

あの、先ほども言ったんですけども、その予算審議の段階で、差替えとか、予算執行の停止とか、さまざまな措置を講じなければならぬので、今日はこの条例の原案どおり可決する、で、付帯事項といいたいでしょうか、その中で、先ほど町長が提案された改正で、議員全体の中での全員協議なり何なりで、その改正に、改正が必要と思われる部分の原案を行政のほうに提出して、臨時会

	議なり、6月定例なりで、という方法ではいかがなものでしょうか。
町長	中嶋 久彰 君 それでいいですよ
議長	ほかにありませんか。 6番議員
6番	福士 直治 君 あの、私はさっきも言ったように、この原案どおり可決することが、私はこの原案どおりがいいということです。ただ、違う意見もある中で、後から変えることありき、という条例でいいものかという話をしているのであって、私はこれに賛成なんです。何度も言いますが、この一年という文言もあった方がいいと思し、金額にも賛成です。適正だと思うんです。ただ、取り合えず通す、というような感覚の議論ではだめだという話をしていたので、そこは、みなさんの考えも違うと思いますけど、みなさんの意見を聞けばいいと思います。
議長	ほかになければ、審議を打ち切りたいと思いますが、ありませんか。議案第11号の質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第11号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 議案第11号は原案どおり可決されました。 【13:25】
建設水道課長補佐	議案第12号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。 平山 寛哉 君 議案第12号 今別町道路占有料等徴収条例の一部を改正する条例について

議長	議案第 12 号をご審議願います。 はい、3 番議員
3 番	小倉 潤二 君 すいません、第 1 種電柱と、2 種、3 種の電柱の違いの説明をお願いします。
議長	平山補佐
建設水道課長補佐	平山 寛哉 君 え、単純に、支柱に入れかかっている線の内容といいですか、中味によって 1 種、2 種という風に分けられております。
議長	3 番議員
3 番	小倉 潤二 君 とすると、あれですか、電話線とか電流が流れる線とか、その本数とかの違いですか。
議長	平山補佐
建設水道課長補佐	平山 寛哉 君 え、今、現状で、町の道路敷地内にある電柱及び、かかっている電線その他、全部含めた占有料金ということになります。
3 番	小倉 潤二 君 はい、分かりました。
議長	ほかにありませんか。
議員一同	なし
議長	議案第 12 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 12 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案どおり可決されました。 【13:29】
総務課長	議案第 13 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。 嶋中 拓実 君 議案第 13 号 今別町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議長	議案第 13 号をご審議願います。
議員一同	異議なし
議長	お諮りします。議案第 13 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案どおり可決されました。 【13:32】
企画財政課課長補佐	議案第 14 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。 太田 和泉 君 議案第 14 号 今別町道の駅事業特別会計設置条例を廃止する条例について
議長	議案第 14 号をご審議願います。 6 番議員
6 番	福士 直治 君 はい、え、この特別会計の設置条例、前にまだありますよ、

	と質問した時に、お金が残っていて、その最後の調整をするまでは残しておく、という、確か答弁だったと思うんですけど、今、指定管理になって、3年でしたか、5年でしたか、期限を設けて、指定管理をしていただいていると思うんですけど、これ、例えば臨時的に、お金が入ってきたり、出したりというところもあれば、どこの科目でやるんですか。
企画財政課長補佐	太田 和泉 君 はい、え、指定管理に移行して、今5年なんですけれども、商工費、7款1項8目の方に、道の駅事業という項目を設けておりますので、そちらの方で対応していきます。
6 番	福士 直治 君 はい、分かりました。
議長	ほかにありませんか。
議員一同	ありません
議長	議案第14号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第14号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第14号は原案どおり可決されました。 【13:36】
	先ほど、休憩中に、議会運営委員会を開催したところ、日程を一部変更して、議案第22号から始めたいと思います。議案第22号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
総務課長補佐	佐渡 慶剛 君 議案第22号 今別町八幡町集会所の指定管理者の指定について
議長	議案第22号をご審議願います。

	1 番議員
1 番	太田 英一 君 この指定管理者は、充て職なんでしょうか、個人でしょうか。
議長	佐渡補佐
総務課長補佐	佐渡 慶剛 君 はい、充て職といたしますか、その時の町内会長なり、地区総代です。
1 番	太田 英一 君 分かりました。
議長	ほかにありませんか。
一同	ありません
議長	議案第 22 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 22 号を原案どおり可決することにご意義ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 22 号は原案どおり可決されました。 【13:38】
総務課長補佐	議案第 23 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。 佐渡 慶剛 君 議案第 23 号 今別町奥平部地区集会所の指定管理者の指定について
議長	議案第 23 号をご審議願います。
議員一同	なし

議長	議案第 23 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 23 号を原案どおり可決することにご 意義ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 23 号は原案どおり可決されました。 【13:40】
総務課長補佐	議案第 24 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。 佐渡 慶剛 君 議案第 24 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 現象及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
議長	議案第 24 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 24 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 24 号を原案どおり可決することにご 意義ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 24 号は原案どおり可決されました。 【13:42】
総務課長補佐	議案第 25 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。 佐渡 慶剛 君 議案第 25 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変

	更について
議長	議案第 25 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 25 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 25 号を原案どおり可決することにご 意義ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 25 号は原案どおり可決されました。 【13:44】
	議案第 26 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 26 号 今別町農業委員会委員の任命について
議長	議案第 26 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 26 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 26 号に原案どおり同意することにご異 議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 26 号は原案どおり同意されました。 【13:46】
	議案第 27 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 27 号 今別町農業委員会委員の任命について
議長	議案第 27 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 27 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 27 号に原案どおり同意することにご 異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 27 号は原案どおり同意されました。 【13:47】
	議案第 28 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 28 号 今別町農業委員会委員の任命について
議長	議案第 28 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 28 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 28 号に原案どおり同意することにご 異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 28 号は原案どおり同意されました。 【13:49】

議長	議案第 29 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 29 号 今別町農業委員会委員の任命について
議長	議案第 29 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 29 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 29 号に原案どおり同意することにご 異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 29 号は原案どおり同意されました。 【13:50】
	議案第 30 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 30 号 今別町農業委員会委員の任命について
議長	議案第 30 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 30 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 30 号に原案どおり同意することにご 異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。

	よって議案第 30 号は原案どおり同意されました。 【13:52】 議案第 31 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 31 号 今別町農業委員会委員の任命について
議長	議案第 31 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 31 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 31 号に原案どおり同意することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 31 号は原案どおり同意されました。 【13:53】
議長	議案第 32 号を議題に供します。 本案については、地方自治体法第 117 条の規定により、私が除斥の対象となりますので、退席し、副議長と代わります。 暫時休憩します。 【13:54】
副議長	それでは休憩を解いて会議を再開いたします。 【13:56】 事務当局の説明を求めます。
総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 32 号 今別町農業委員会委員の任命について
副議長	議案第 32 号をご審議願います。
議員一同	異議なし

副議長	それでは議案第 32 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 32 号を原案どおり同意することにご異議ありませんか。
議員一同	異議なし
副議長	異議なしと認めます。 よって議案第 32 号は原案どおり同意されました。 暫時休憩いたします。【13:56】
議長	休憩を解いて会議を再開します。【13:57】 議案第 33 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。
総務課長	嶋中 拓実 君 議案第 33 号 今別町農業委員会委員の任命について
議長	議案第 33 号をご審議願います。
議員一同	なし
議長	議案第 33 号の質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第 33 号を原案どおり同意することにご意義ありませんか。
議員一同	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第 33 号は原案どおり同意されました。 本日はこれをもって散会いたします。【13:58】